

記者会見発表事項

区 分	施策の実施及び方針 ・ その他（イベント等）	
タイトル	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	
発表事項の概要	<p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対する特別給付金支給に関する国の制度について、昨日補正予算を専決させていただき、支給の準備に入りました。児童扶養手当受給者には6月20日以降に、住民税非課税世帯の子育て世帯については、7月上旬にそれぞれプッシュ型で支給できるよう進めています。</p> <p>なお、国の支援が行き届かない低所得の子育て世帯に対する市独自の支援策を現在検討しているところであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支給対象者世帯 <ul style="list-style-type: none"> ①児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯） ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない世帯（低所得のひとり親世帯。児童扶養手当の支給制限限度額を下回る者に限る） ③上記以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯（その他低所得の子育て世帯） ④新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した世帯（低所得のひとり親世帯、その他低所得の子育て世帯） ●対象とする児童 <p>18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）</p> ●支給額 <p>児童一人当たり一律5万円</p> 	
添付資料	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
予算対応	既決予算額（又は新規要求額）	千円
	補正等追加予定額	57,500 千円
	合 計	57,500 千円
所管課	こども課	